

〔論 文〕

幼児教育者・倉橋惣三と児童虐待防止法

——その相対的位置について——

船 勢 肇

はじめに

1. 近代と中間領域

国民国家と資本主義は、それぞれ持続するために必ず個人を必要とする。しかし、国民国家の求める均質化と資本主義のもたらす差異化とはそれぞれ個人にとって暴力となることがある。この中であって、個人を国家や市場の圧力から守るために、あるいは個人・国家・市場を適合せしめるために、様々な中間領域が絶えず必要とされる。そして、国家・市場・個人・中間領域（専門家集団を含む）などのせめぎ合いが通底して存在することとなる。様々な正統性/正当性の争奪戦も生まれる。かかるせめぎ合いは現代まで続くものだが、そうであるからこそ、これらの対抗関係・協調関係を分析することは、各時代の特徴を把握することに貢献するであろう。たとえば、丸山真男の「個人析出のさまざまなパターン」がある¹⁾。ここでとりあげられるのは、「原子化」や「私化」といった概念であり、現代のポピュリズム批判をかなり先取りしたものといえる²⁾。

2000年代初頭の日本では、デモクラシーの理解をめぐって混乱が表面化したように思える。閉塞状況が長期化し、「強力なリーダーシップによる改革」が強く期待され、権力の分立は「決断力」や「実行力」を妨げるものとして忌避される。そして、「セクショナリズム」「縦割り行政」などが糾弾されるにとどまらず、公務員や教員などの各種専門家などが、「民意」や「庶民感覚」の実現を阻害するものとして、バッシングを受けることとなった。

ここで問題になるのは、デモクラシーはときには「民意」をストレートに反映させるべきなのか。あるいはそうではなく、多種多様な中間領域や専門家が介在して、デモクラシーは「民意」を変化させる契機を確保すべきか。という命題である。こうした問題は古典的であり、少なくとも「社会」という解釈の悩ましい概念が盛んに使われ出した1920年代からすでに胚胎されてきたと考えるべきであろう。「社会の要求」とは、誰がどのように解釈し反映すべきなのか（超越的に家庭にも介入すべきものか、専門家はただ受け身に対応するだけなのか）という問題でもある。

本稿では、かかる関心の一環として、国家・個・家庭・専門家などのせめぎ合いを幼児教育者・倉橋惣三を対象として考察する。

2. 倉橋惣三と児童虐待防止法

倉橋惣三は、戦前から戦後にかけて日本の幼児教育に大きな影響力をもち続けた。倉橋に関する先行研究は実に膨大である。これまで、幼児の生活を本位とする保育理論・幼稚園カリキュラムの具体化・戦時への迎合・就学前教育の義務制の主張・保母の充実化などが注目されてきた³⁾。特に戦時への迎合という問題について湯川嘉津美は、「教育目的をその時代の『社会の変動』に求める倉橋にとって、平時には平時の保育、戦時には戦時の保育があるのは当然のこととされていたのである」と評価している⁴⁾。倉橋に存在した「自然主義」という特徴と、「社会への対応」という特徴とが、戦時体制への迎合として統合的な理解が検討されてきた⁵⁾。

しかし、取り立てていうまでもなく、社会概念には曖昧さが常につきまとう。その解釈は、論者に内容規定が委ねられている。そのため、「社会への対応」を唱えることが即時的に唯一の態度を導くわけではない。たとえば、1930年代以降の総力戦体制化の動きについては、複数の異なる人口問題・人口政策が拮抗して盛り込まれていたと指摘されている⁶⁾。人口政策それ自体も唯一の形態をとるとは理解できないのである。倉橋が、戦争を礼賛する発言をしたのはその通りだが、その迎合する論理やそこに至る過程は一つの道筋を安易に想定するわけにはいかない。従来の倉橋研究はここが不十分だったように思える。

本稿では、これまで倉橋を分析する視座としてあまり取り上げられなかった児童虐待防止法及び少年教護法を切り口に、倉橋の相対的な位置を検討する。もっとも、倉橋の児童保護論については、『社会的児童保護概論』(1927)と『児童保護の教育原理』(1929)をテキストにとりながら研究されてきた。特に倉橋が「家庭」における人格的結合を重視したことが再三指摘されてきた。

しかし、1933年に成立した児童虐待防止法を取り立てて着目しては研究されてこなかった。近代の原則からすれば、自律すべき中間団体として家庭が位置づけられるだろう。しかし、そこで教育される「子ども」を、社会的(あるいは国家的)存在としてとらえるとき、公権力は家庭に介入することとなる。この二つの法律が生まれたということは、近代国家と家庭との関わり方が直接に問題としてあらわれた場面なのである。この時期は実にこの点が焦点化していたのであった。ここには、「家庭の自律性」を公権力との関わりの中で求めている、という問題がある。これは、現在でも持ち越された国家と中間領域のジレンマを端的に示す一例である。とくに、杉田菜穂は児童虐待防止法と少年教護法とを人口政策に引きつけて理解している⁷⁾。いずれにしても、これまでの倉橋を対象とする研究では、倉橋の著作を分析して、その内面を理

解しようとしてきたが、この時期の相対的な位置を把握することについて消極的であった。

しかし、こうした相対的な位置による理解の仕方は、戦時期から敗戦後にかけての幼児教育の位置づけには不可欠のようにおもわれる。本稿はまず、倉橋の近代社会への評価をみる。次に、倉橋の児童虐待防止法と少年教護法についての主張を整理し、当該期の法制定時に主張された論点を整理する。さらに最後に、倉橋があえて論じなかった点をあきらかにし、当該期におけるその相対的な位置づけを検討して、展望を述べる。

I 倉橋惣三と近代

倉橋惣三は、児童虐待防止法案と少年教護法案が提出された際、この二法案は「既に長い間の宿願であった」と述べ、論じている⁸⁾。まず、この二法案の共通点について次のように述べる。

一大共通点は、児童愛護の問題を社会政策的に援助し、また干渉しようといふのである。児童愛護の本来の職能において、家庭の微力また無能を社会的に補はうとする点にある。もし、家庭の職能が十分に発揮されるならば、これらの社会的法案は要らないことにもなるのである⁹⁾。

これは、「社会」という概念を背景に、発見された「問題のある家庭」に「干渉」することを倉橋自身明確に自認していたことを示すものである。中間領域が「社会」との関係性の中で適格的に修正されるべきということである。

これに加えて、この史料で倉橋が論じているのは、①教護法は刑の執行ではない、などその趣旨が「家庭」や「社会」に理解されるべきであること。②「親権干渉の性質を帯びて居り」、理想はむしろ家庭委託であること。③新しくできる少年保護員は専門家として重視されるべきであること。④「社会」の理解や協力が必要であり、「文化的心理の水準を引上げ」、「社会教育的活動が随伴」されるべきこと。などである¹⁰⁾。

このようにしてみれば、倉橋が社会的営みとして家庭における児童教育を位置づけようとしていたことはあきらかである。「家庭委託」を理想としつつも、それとあわせて専門家（教育者）を介在させて、「家庭」に介入することが示されている¹¹⁾。

1. 「家庭」と近代教育

倉橋の家庭教育論について、とくにこの1932年前後に着目してとりあげる。倉橋は、「宗教教育」をおこなう単位として「家庭」を位置づけ、「知識技能の教育」をおこなう「学校」と差異化させる。これは、近代学校教育を相対化させる視座である¹²⁾。あるいは、「親は子供に対しては出来るだけ自分の失敗談を話す方が賢明」で、「親が子供の模範者らしく粧ふといふ事は、それは明らかに結構すぎる嘘である」という¹³⁾。家庭における規範化には批判的であった。では、「家庭」はどうあるべきと考えられたのか。さらに次のように続ける。

日常生活に追はれる親達にとっては、愛といふものを考へる余裕すらないのが普通である。即ち愛を外部に表はさない処に真実の愛がある。愛するとは意識しないで愛してゐる。表面的には教育は勿論愛さへもない親子の結合の処に、家庭教育の極地がある。

更に教育を通じて家庭と学校との連絡の方法は如何になさるべきか。学校に来る子供に対して吾々教育者はどう云ふ態度をとるべきか。要は家庭が家庭らしく、学校が学校らしい事によって、その子の中で両者のしっかりした連絡がある処に真実の教育的意義がある。

家庭教育は、平凡な処をうんと見通して力を入れ、我が子に対する愛とも名づけられない処の関係事実真の目的が存するのである¹⁴⁾。

倉橋は、できるだけ規範化や作為を除去した自ずから生成する人格的結合の場として期待していた¹⁵⁾。

ただし、「学校」を否定するのではなく、あくまで「家庭」と「学校」とが相補的な関係として位置づけられている。1934年には小学校入学前に、健康管理・規則正しい生活・「少しの智能訓練」・「適当な人ならし」などを例外とし、親は特別の準備はいらぬ、という趣旨の文章を書いている¹⁶⁾。これは、子どもに対して過度な画一的な規律化をおこなうことに批判的な倉橋の思想の表現であるが、「家庭」と「学校」との関係が円滑におこなわれるべき、という形になってあらわれる。さらにこの後にも、「普通の子供は学校教育が不自然なことをしなければ価値を発揮する個性を持ってゐるのであります」と、学校批判をくり返している¹⁷⁾。

2. 倉橋の近代批判

さらに、この「学校」批判と共に「都会」批判もおこなわれている。倉橋は「都会」と「田園」を対比的に示し、「田園は神経保全のところ」、「原始的道徳の尊さ」、「都会的享楽機関の直輸入は不可」といった点を主張する¹⁸⁾。「田園」は近代都市への批判が含意される概念である¹⁹⁾。倉橋は近代教育にとどまらず、近代そのもののへの批判をも背景として備えていたのである。しかし、あくまでこの段階では、ラディカルに近代の成果を解体させるものではなく、自然主義的な「家庭」や「田園」という概念を持ち出すことで修正を図るという次元にとどまっている。これは、「教育の実際化・現実性」と「精神的文化性の教養」と双方を主張したこととも通底する²⁰⁾。

同様に、「個人でなく、社会的の生活としては、その社会を理が支配し過ぎる時、人間常識が影を薄らげさせられて行く趣がないと限らぬ」という。さらに次のようにつづける。

人と人との間を、家庭を、社会を、どう本当のものとして行かうかとする時に、悪化を基礎として改善の必要が叫ばれるのは無理もない。しかし、その改善は善をもって要求して行こうとし、善を善として意識的に進めて行かうとすることの外に、もつと

当たり前な人間常識そのもの、発揮によるべきところがないであらうか。〈中略〉現代の科学知識の進歩をさし置いて原始的常識に戻らうといふやうなことは到底許さるべからざることであらう。而もそれでも事実即してあるといふ常識の特質は現代の科学知識の間に伍してそれだけの存在は許されて居るのである²¹⁾。

これをみると、倉橋は「近代科学に毒された社会」を発見しており、「人間本来のコミュニケーション」に対する信頼をもっていることがわかる。単に、何も考えず「社会のニーズ」に適合させることは倉橋の考えではない。むしろ、この意味でそれは危険視されることですらある。同様に、「社会全体が理想から甚だ遠ざかつて居つて困ると云ふことを憂ふる方が非常にある」との認識をもつ。こうした当該期の「社会」・「近代」・「科学」に対する批判的な視座は、「学校教育者以上の教育精神と云ふものが、児童保護者の中に働かなければならぬ」という、自然主義的「家庭」に責任を求める主張と論理的な連関があるとみるべきであらう²²⁾。ここには、倉橋による近代批判が一定存在したことを示している。

II 少年保護の論理

ここでは、倉橋以外の論者を含めて、児童虐待防止法と少年教護法をどのように議論していたのかを整理する。

1. 児童虐待防止法…『児童を護る』から

まず、児童虐待防止法であるが、これについては『児童を護る』²³⁾をとりあげることが有効であろう。これは、1933年に児童虐待防止法の成立直後に設立された児童保護協会によって出されたもので、倉橋は著者の一人である。児童保護協会とは「児童虐待防止事業の普及発達を図り併せて被虐待児童の保護を目的として」組織された民間保護団体である。メンバーには、穂積重遠・三島通庸ら法制定の尽力者がいた。

被虐待児童の収容施設「子供の家学園」を開設している。

まず、財団法人中央社会事業協会総務部長原泰一の「序にかへて」である。原は、サーカスや家庭における子供の労働環境の劣悪さを述べる²⁴⁾。これらをもって「一つは人道的、一つは社会防衛的、又一つは国家の将来を案ずる立場」を表明している²⁵⁾。将来の犯罪抑止を念頭におくという意味で「国家」「社会」の観点が強くあらわれている。

次に、朝日新聞社副社長で法学博士の下村宏は、「満洲問題」を日本の過剰人口問題として重視している。それは次のようなものである。

問題はこの狭い島で、民族は殖える一方である、明治維新に比べて倍以上増して来た、限りある島に限りなく人が殖えて来るから、当然起るのは各種の社会問題、特に失業問題であります。けれどもそれよりも大なる問題は、その民族が年々歳々精神的にも肉体的にも伸びて行くとしたならば、その伸びて行く力をどう始末して行くかといふと、若し個人であったならば、だんゝ、家族が殖えれば分家をする、家の建増しもするのである。日本の土地を建増して拡げることが出来なければ、他の土地へ別居をする外はない。日本の民族の数が殖え、その質が増して来たといふことが、間接に満洲事変となって現はれた。私は左様に解釈して居ります²⁶⁾。

さらに、「消極的に」産児制限するよりも、「優秀なる民族とならねばならぬ」と続けている²⁷⁾。下村にとって、児童擁護とは「日本の国民全体が人間の改良」をするためのものとしてとらえられている²⁸⁾。ここでいう「改良」とは、単に教育して社会に適合せしめる主張、を指すとはいえない。「癩病」「精神病」などを例に出し、将来において「この世の中に肉体的なり、精神的なりに好ましくない人」が及ぼす損害を問題にし、さらに警察・裁判所・刑務所などの経費を「非常時の日本の財政も余程助かると思ひます」と指摘しており、優生思想や国家財政の効率主義という

性格が濃厚に出ているのである²⁹⁾。下村が、産児制限に賛成しないのも、日本の人口が増えないからという理由によるものであり、生命倫理観の故ではない。

次に、内務省社会局社会部長の富田愛次郎である。富田は「凡そ一国の文化、一国の品位といふものは、その国民がその子供に対する態度で以て、この国の文化はどの程度にあるかといふことを大体推すことが出来るかと思ひます」と、「文化」の進歩主義がみられる³⁰⁾。そして、次のように締めくくる。

第二の国民、吾々の相続者として立派な相続人を造るといふ意味に於きまして、唯子供を自分のものとして見るだけでなく、一つの社会的存在であり、社会人としての子供といふことを見る意味に於て、どうかこの子供尊重、児童擁護の精神が社会一般に徹底致しまして、この法がよく社会の各方面に行はれますやうに、各位に対して御依頼を致す次第であります³¹⁾。

このように、先の進歩主義は「第二の国民」を育成するという意義が広く理解されるべきという主張に展開され、それにより児童虐待防止法の意義を評価するのである。

次に東京帝国大学教授・法学博士の穂積重遠である。法学者である穂積が論点に上げるのは親権との関係である。穂積は「この（親権が無視されるという…船勢註）懸念が児童虐待防止法の制定を遅れさせた一つの理由であります」という³²⁾。「遅れた」という認識は「なぜ動物虐待より遅れたのか」という指摘が当時おこなわれていたので、動物虐待に対して児童虐待への対応が「遅れた」ことの説明であろう。穂積はこの理由を親権の存在に求めている。

親権については「子は親の所有物である」ということを誤りと考える。よって、ここには「娘を売飛ばす」などとどまらず、「子宝」として可愛がることも、誤りとして含まれる³³⁾。そこで、穂積は「親権といふことも今日では段々と考へ方を変へて来べきで、親権ではない、親義務である。斯ういふ方から考ふべきではなから

うか」と、「親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ」という民法の条文を引きながら提起する³⁴⁾。さらに、子供が権利者として増長するのではないかと、という懸念については次のように述べる。

親が子を育てる義務があるといつたとして、その権利者が子であるとする必要はない。子に対して義務を負ふのではなく、国家社会人類に対して親は義務があるのである。子をもつた以上、その子を身体も精神も立派なものに育て、次の時代をよりよきものにするといふことが、親の国家社会人類に対する義務である³⁵⁾。

このように、「国家社会人類」という概念をもちだして、これが「家庭」に優越するものと位置づけている。これを前提として、児童虐待防止法が認められるのである。

2. 倉橋惣三の「いぢめられる子」…人口政策との乖離

次に、同じ『児童を護る』内における倉橋の寄稿「いぢめられる子」の内容をみる。倉橋は、貧困な家庭に生まれても必ずしも、「親に虐められてゐるとは限らない」と述べ、次のように続ける。

ところが何といふ訳でありませうか。この世の中に出て来まして、最も愛護せらるべき自分の幸福をそこに絶対に委ねて居ります親、或は親に代はるもの、或は親が不注意なるが故に廻り廻つて参りましたところで虐め抜かれてゐる子供があるのであります³⁶⁾。

というように、倉橋の場合はとりわけ「家庭が機能していない」というところを重視する。したがって、「傷害」・「智能」・「貧困」にふれつつも、虐待の要因は次のものに特に力点が置かれることとなる。

何でさういふ想像だも及ばないやうなことがあるのでありませうか。これを平面的に理由を探して見ますと、或は二人の男女が自分達の不義のいたづらの結果を、闇か

ら暗へといふやうなことでどうかしてしまふものもありません。或は自分達が或る逸楽を貪りますがために、そこに居りますものを邪魔もの扱ひにしまして、どけてしまはうとするものもありません。或は又あの小さいものを酷使することに依りまして、うまい汁を吸はうといふ立場から致してゐるものもありません。或はまたことに依りましたならば、その子供を虐待します人間が変態的で——所謂サディズム、人に苦痛を与へまして、自ら快感を感じるといふやうな変態的なところがありまして——それで子供を虐めさいなんであるものもありません³⁷⁾。

このように、倉橋は親のあるべき役割が果たせていない状態と特に理解する。さらに、「根本的な一つの理由は、子供であるから虐めてゐる、弱いものであるから虐めてゐる」ところにある、という³⁸⁾。倉橋においては「所謂児童虐待防止問題が人道的意味から起こって」きたと理解される。さらに、「我国は動植物愛護運動があるに拘はらず、児童愛護運動が児童虐待の防止に関する限り今日やと起つてゐるといふことがありました」という³⁹⁾。先にみた穂積は親権との関係で児童虐待防止法が遅れたと理解していたが、そうした親権に対する理論的な問題は、このときには倉橋は穂積に比べて比較的強調していないということが、うかがえる。そして、最後に「人間が人間に育たざる」結果、「社会がどうなるかといふことも改めて申すまでもない」と締めくくる⁴⁰⁾。「社会」を用いながらも、それは存在する「社会」をそのまま容認するのではない。だからこそ、親が規律化されるべきと主張できるのである。ただし、このように社会概念を優越的に持ち出すことは最後にごく短くふれるのみであり、倉橋の強調点とはとてもいえない。

なお、その後の児童虐待防止法に対する発言をみると。倉橋は、1935年5月5日の講演で、門付をして稼ぎが少ないときには乱暴される子供を救えなかった体験を話し、この児童虐待防止法を評価している⁴¹⁾。

3. 少年教護法の論点

少年教護法への論及は少ない。1934年6月22日、丸の内会館において「少年教護に関する座談会」がおこなわれた。多くの教育関係者が出席していた⁴²⁾。

ここで、倉橋以外の参加者が主張した論点は次のものである。①感化院に入る前に児童を保護することが重要。早期発見。②鑑別機関の職務権限の把握。③教護院の役割分担。④学校教育の自由主義化。⑤環境的要因と共に遺伝的要因を考えるべき。

倉橋は、これらの意見に対して正面から反論した形跡はないが、④については刑罰観念への批判として共感している⁴³⁾。そして、特に倉橋の強調したのは「家庭」である。大きな施設に一カ所に収容してしまうと、かえって心理状態が悪くなってしまう。「不良少年」とその他の子供達と一緒に居る生活形態を必要としている。院外制度として、家庭に子供を託すという提案をしている⁴⁴⁾。これは、大きな施設をつくるようなハード面の整備よりも日常生活のコミュニケーションを重視するものである。あるいは「一つ風潰しに家庭改善をやると云ふ方の道からも這入って戴くやうにしたいと思ひます」とすらある⁴⁵⁾。つまり、倉橋の考える「日常のコミュニケーションが実現されるべき自然」に復する「家族改善」のためなら、逆説的に公権力による積極的な介入をもにおわせているのである。

まとめ

この後、倉橋は戦争を礼賛するようになり、しばしば「戦時に迎合した」と評価される。しかし、その過程の説明にはいまだ議論の余地を残していると考えている。本稿はそのごく端緒である。人は、その利害状況を分離して全く理念に基づいて動くことはまれであろう。しかし、また逆に、理念を分離して全く利害状況によってのみ人の行動を説明しようとするのも極論であり、互いの要素が同時に存すると考えるべき

であろう。また、そのように考えなければ、専門家の公共空間への関わり方——ひいては冒頭に述べた中間領域の牽制の様態——を、現代的に意義のある歴史研究として扱うことにはとても至らないのではないか。よって、政治的なスタンスの説明にしても、交友関係や派閥の分析などを通して、どのような政治的立場をとったということによってのみ、そのままその人物の動機と考えるわけにはいかない。

倉橋がみた当該期の「社会」は、「近代科学に毒されたもの」と批判的に映じていた。その変化をそのまま受け入れるべきとは考えられていない。同時に、児童を国家の計画によって施設に収容して画一的に規律化させることにも批判している。あくまで「家庭」におけるコミュニケーションを確保することが重視されている。これが人口政策との乖離となる。

倉橋が社会概念を用いて学校批判・近代批判をおこなっていたことは確かである。そして、同時期の相対的な位置をふまえれば、優生思想や人口政策のように科学による計画的な家庭への介入を試みる主張とは、一線を画したもののという性格のものであったことがわかる。むしろ、物質文明に対して批判的な文章が存在する。倉橋には、純然たるゲゼルシャフトでは人の生活(家庭)が成り立たない、という主張が基礎にある。これが当時大きく胎動し始めた人口政策を拒否する論理的要因となっていると考えるべきであろう。

この他、倉橋が論じなかった点は、人口政策以外にも指摘できる。たとえば、倉橋は「あるべき親」を主張しているが、逆に親を過重な責任から守る、という観点はみられなかったのである。倉橋という教育の専門家が「あるべき家庭」を求めるということは、専門家による中間団体への介入でもある。「風潰しに家庭改善をやる」と、強く介入することまでもが主張されていた。しかし、あくまで、「あるべき自律的な家庭」を強く求めるということを目指す中でのことである。倉橋内部では、伝統的なエートスと「あるべき社会」とが対立的にとらえられる

のではなく、互いに支えるという内面的連関がある。

この時期に、様々な観点から家庭(中間団体)の位置づけが論じられていたことがわかる。人口政策への評価に論理的に大きな隔たりを抱えながら、この時期の倉橋はそれに表だした批判を与えることなく、『児童を護る』の著者達と歩調を共にしている、ということになる。倉橋にとってこの時期には児童虐待などのように、親権の横暴こそが喫緊の問題であり、どこまで具現化されるかわからない人口政策には危機感が示されていない、ということであろう。「家庭のコミュニケーション」を重視するのは倉橋の特徴だが、この時点では他の立場と共存可能だったということになる。以後おこなわれた倉橋の戦時迎合発言というのも、単に「戦争を礼賛したから」ということによらず、こうした観点から検討してみる必要がある。また、そのことが敗戦後の教育政策への発言にいかん反映されるのか、ということも今後の検討課題である。

注

- 1) 丸山真男「個人析出のさまざまなパターン——近代日本をケースとして——」(『丸山真男集 第9巻』岩波書店、1996年所収。初出は1968年)。丸山は、「求心的か遠心的か」という参照軸に加えて、「結社形成的か非結社形成的か」という参照軸を設ける。丸山は、近代日本は政治的結社が安定的に機能しなかった、と評価する。実証的観点から丸山の近代史の叙述を鵜呑みにしがたいとしても、近年のポピュリズムをめぐる議論をみると、その分析視角はまだまだ大きな有効性を有している、というべきであろう。
- 2) 中間領域に注目する観点は古典的でもあるが、特に近年の新自由主義を念頭におきながら、中間領域に着目したものとして例えば次のものがある。間宮陽介『増補 ケインズとハイエク 〈自由〉の変容』筑摩書房、2006年。井上達夫『双書 哲学塾自由論』岩波書店、2008年。柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2010年。
- 3) とくに本稿に深く関連する倉橋の家庭論については、例えば次のものがある。志村聡子「倉橋惣三における『家庭教育の脱学校化』論 都市部の『受験家族』への指導に着目して」『保育学研究』39(2)、2001年。諏訪義英『日本の幼児教育思想と倉橋惣

- 3) 新読書社, 2007年。狐塚和江「倉橋惣三の児童保護論における親の養育責任 社会的支援に着目して」『倉敷市立短期大学研究紀要』41, 2004年。狐塚和江「倉橋惣三のペスタロッチー理解 児童保護論をめぐる」『日本ペスタロッチ・フレーベル学会紀要』18, 2005年。狐塚和江「倉橋惣三の保育思想における子どもの権利保障論 児童保護論を中心に」『教育実践学論集』6, 2005年。狐塚和江「倉橋惣三の児童保護論の保育実践における意義」『倉敷市立短期大学研究紀要』44, 2006年。狐塚和江「倉橋惣三の保育思想における家族援助論 児童保護論を中心に」『教育実践学研究』8(2), 2006年。
- 4) 湯川嘉津美「倉橋惣三における国民幼稚園の展開」『上智大学教育学論集』32, 1997年, 8-9ページ。
- 5) 岡田正章編『世界の幼児教育 2 日本』日本らいふらり, 1983年。松野修「倉橋惣三の保育思想(1) 誘導保育論の生成と戦時下での転換」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』38, 1991年。
- 6) 高岡裕之『総力戦体制と『福祉国家』』岩波書店, 2011年の2章では, この時期に過剰人口が問題化していたことがとりあげられる。
- 7) 杉田菜穂『人口・家族・生命と社会政策 日本の経験』法律文化社, 2010年。杉田菜穂『〈優生〉・〈環境〉と社会政策 人口問題の日本の展開』法律文化社, 2013年。
- 8) 倉橋惣三「少年愛護の二つの法案」『教育週報』404, 1933年。
- 9) 同前。
- 10) 同前。
- 11) 倉橋惣三「児童虐待防止法について」『帝国教育』630, 1933年も同様である。
- 12) 倉橋惣三「宗教教育に於ける家庭の機能」『教育』9, 1932年。
- 13) 倉橋惣三「真の家庭教育とは何か」『公民教育』2(8), 1932年, 6ページ。
- 14) 同前, 7ページ。
- 15) 倉橋惣三「『家庭集会』を提案したい」『家庭』3(1), 1933年では, 「家族同士はそんなあらたまっていたはり合ひ方をしないで十分に通ずる筈である。親父は一服の煙草を吸ひ, 妻は番茶を入れ換へ, 子供等はせんべいでも嚙って, たゞ何となく見かはすもない顔合せの間に, これが我家だ, といふ労りものも無い気持も湧いて来て, さあ, ひとつ皆でやらう, といふやうな更正力がどこからともなくもりあがって来るに相違ない」。
- 16) 倉橋惣三「やさしい母の心遣ひ」『家庭』4(3), 1934年。
- 17) 倉橋惣三「児童保護問題(二)」『児童保護』6(2), 1936年, 7ページ。
- 18) 倉橋惣三「原始的道徳の尊さ」『家庭』3(9), 1933年。
- 19) 山名淳『ドイツ田園教育舎研究』風間書房, 2000年。
- 20) 倉橋惣三「教育の本質に即して」『教育週報』468, 1934年。
- 21) 倉橋惣三「人間常識」『倫理講演集』387, 1935年, 263-265ページ。
- 22) 倉橋惣三「児童保護問題」『児童保護』5(12), 1935年, 6-7ページ。ほかにも「学校教育が不自然なことをしなければ価値を発揮する個性を持つてゐる」との認識が示されている(倉橋惣三「児童保護問題(二)」『児童保護』6(2), 1936年, 7ページ)。
- 23) 児童擁護協会『児童を護る』1933年。本稿では日本検察学会他編『日本〈子どもの権利〉叢書8』久山社, 1995年所収のものを参照した。
- 24) 同前, 1-3ページ。
- 25) 同前, 5ページ。
- 26) 同前, 6-7ページ。
- 27) 同前, 7ページ。
- 28) 同前, 13ページ。
- 29) 同前, 10-11ページ。
- 30) 同前, 25-26ページ。
- 31) 同前, 31ページ。
- 32) 同前, 33ページ。
- 33) 同前, 34-35ページ。
- 34) 同前, 40ページ。
- 35) 同前, 42ページ。
- 36) 同前, 14ページ。
- 37) 同前, 15-16ページ。
- 38) 同前, 17ページ。
- 39) 同前, 19ページ。
- 40) 同前, 22ページ。
- 41) 倉橋惣三「泣いている子」『児童保護』5(6), 1935年。
- 42) 出席者は, 原泰一(中央社会事業協会総務部長)・渡辺和十郎(警視庁不良少年係風紀係主任)・武田慎治郎(大阪武田塾主)・生江孝之(日本女子大学教授)・倉橋惣三(東京女子高等師範学校教授)・熊野隆治(大阪修徳館長)・菊池俊諦(武蔵野学院長)・霜田静志(子供の家創作学校主事)・守屋東(矯風会理事)・関根宗次(埼玉学園長)・富田愛次郎(日本少年教護協会会長)・相田良雄(日本少年教護協会幹事)・藤野恵(日本少年教護協会副会長)・大橋武夫(日本少年教護協会幹事)である。
- 43) 倉橋惣三「少年教護に関する座談会 少年教護法実施を記念して 昭和9年6月22日於丸の内会館」『児童保護』4(10), 1934年, 31-32ページ。
- 44) 同前, 32ページ。
- 45) 同前, 51ページ。

(2014年7月18日掲載決定)